



2020年5月20日

各 位

会 社 名 ステラケミファ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 橋本 亜希
 (コード番号：4109 東証1部)
 問 合 せ 先 取締役執行役員総務部長 小方 教夫
 (TEL. 06-4707-1511)

(訂正)「役員退職慰労金制度の廃止および新しい株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の
 一部訂正に関するお知らせ

2020年5月18日に開示いたしました「役員退職慰労金制度の廃止および新しい株式報酬制度の導入に関するお知らせ」の記載内容に一部誤りがありましたので、下記のとおり訂正させていただきます。なお、訂正箇所には下線を付して、表示しております。

記

訂正前	訂正後
<p>2. (2) 本制度の導入条件</p> <p>(省略)</p> <p>2016年6月16日開催の第73期定時株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額年額4億5,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)および2018年6月20日開催の第75期定時株主総会においてご承認いただきましたストック・オプションとなりますが、 (以下、省略)</p>	<p>2. (2) 本制度の導入条件</p> <p>(省略)</p> <p>2016年6月16日開催の第73期定時株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額年額4億5,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)および2018年6月20日開催の第75期定時株主総会においてご承認いただきましたストック・オプションとなりますが、 (以下、省略)</p>
<p>3. (8) 取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限</p> <p>(省略)</p> <p>取締役等の累計ポイント = <u>年間ポイント</u>の累計</p> <p>(省略)</p> <p>取締役等が給付を受ける権利を取得することとなる当社株式等に相応する累計ポイントは、対象期間中に付与された<u>年間ポイント</u>の累計となります。</p>	<p>3. (8) 取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限</p> <p>(省略)</p> <p>取締役等の累計ポイント = <u>年間付与ポイント</u>の累計</p> <p>(省略)</p> <p>取締役等が給付を受ける権利を取得することとなる当社株式等に相応する累計ポイントは、対象期間中に付与された<u>年間付与ポイント</u>の累計となります。</p>

<p>(9) 取締役等に対する当社株式等の交付および給付の時期 原則として、取締役等が<u>退任時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められた累計ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。</u></p> <p>(省略)</p> <p>また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として取締役等がその時点で付与されている累計ポイントに相当する当社株式について、当社株式の全部を時価で換算した金額相当の金銭の給付を、取締役等の相続人が受けるものとします。</p>	<p>(9) 取締役等に対する当社株式等の交付および給付の時期 原則として、取締役等が当社役員の退任時において、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められた累計ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。</p> <p>① <u>対象期間中に当社の取締役等であること（本制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含みます。）</u> ② <u>解任により退任した者や、在任中に一定の非違行為があった者でないこと</u> ③ <u>その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること</u></p> <p>(省略)</p> <p>また、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則として取締役等にその時点で付与されている累計ポイントに相当する当社株式について、当社株式の全部を時価で換算した金額相当の金銭の給付を、取締役等の相続人が受けるものとします。</p>
<p>(10) 信託内の当社株式の議決権行使 本信託内の信託財産である当社株式に係る議決権は、<u>信託の経営からの独立性を確保するために一律不行使とします。</u></p>	<p>(10) 信託内の当社株式の議決権行使 本信託内の信託財産である当社株式に係る議決権は、<u>本信託の経営からの独立性を確保するために一律不行使とします。</u></p>
<p>(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>本制度の対象者に対し、各々の<u>累積ポイント</u>の数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄附することを予定しております。</p>	<p>(11) 信託内の当社株式の配当の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>本制度の対象者に対し、各々の<u>累計ポイント</u>の数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄附することを予定しております。</p>
<p>(12) 信託終了時の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の<u>累積ポイント</u>に応じて、按分して給付する、または、公益法人等に寄附することを予定しております。</p>	<p>(12) 信託終了時の取扱い</p> <p>(省略)</p> <p>本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の<u>累計ポイント</u>に応じて、按分して給付する、または、公益法人等に寄附することを予定しております。</p>

以上